

日程第2 議案第4号

熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(事務の委任等)」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 教育長は、前項の規定に基づき教育委員会から委任された事務のうち重要なものの管理及び執行状況について、必要に応じて、教育委員会に報告しなければならない。

第4条を削る。

第3条第1項中「教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務」を「第2条第1項の規定により教育委員会から委任された事務及び第3条第1項の規定により教育長又は職員の専決処理することができる事項」に改め、「ときは」の次に「、教育長は」を加え、同条第2項中「教育次長等」を「職員」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(事務の専決等)

第3条 教育委員会は、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任した事務を除く。）の一部を、教育長又は教育委員会の職員（以下「職員」という。）に、常時専決処理させることができる。

- 2 前項の規定により教育長又は職員の専決することができる事項は、教育委員会が別に定める。

(臨時代理)

第4条 教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないときは、教育長

は、当該事務について臨時に代理することができる。

- 2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則新旧対照表
熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p><u>（事務の委任等）</u></p> | <p><u>（委任事項）</u></p> |
| <p>第2条 （略）</p> | <p>第2条 （略）</p> |
| <p>2 <u>教育長は、前項の規定に基づき教育委員会から委任された事務のうち重要なものの管理及び執行状況について、必要に応じて、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> | |
| <p><u>（事務の専決等）</u></p> | |
| <p>第3条 <u>教育委員会は、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任した事務を除く。）の一部を、教育長又は教育委員会の職員（以下「職員」という。）に、常時専決処理させることができる。</u></p> | |
| <p>2 <u>前項の規定により教育長又は職員の専決することができる事項は、教育委員会が別に定める。</u></p> | |
| <p><u>（臨時代理）</u></p> | |
| <p>第4条 <u>教育委員会の会議の議決により決裁しなければならない事項について、緊急に処理する必要があると認められる事務が生じ、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないときは、教育長は、当該事務について臨時に代理することができる。</u></p> | |
| <p>2 <u>教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、次の教育委員会の会議にその理由並びに当該事務の管理及び執行の状況を報告しなければならない。</u></p> | |
| <p>（補則）</p> | <p>（補則）</p> |
| <p>第5条 <u>第2条第1項の規定により教育委員会から委任された事務及び第3条第1項の規定により教育長又は職員の専決処理することができる事項</u>に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、<u>教育長は、これを教育委員会の会議に付議しなければならない。</u></p> | <p>第3条 <u>教育長は、前条の規定にかかわらず委任された事務</u>に関し、重要かつ異例の事態が生じたときは、これを教育委員会の会議に付議しなければならない。</p> |

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>2 教育長の処理する事務のうち軽易な事務については、<u>職員</u>に専決処理させることができる。</p> | <p>2 教育長の処理する事務のうち軽易な事務については、<u>教育次長等</u>に専決処理させることができる。</p> <p><u>(委員会の会議への報告)</u></p> <p><u>第4条</u> 教育長は、<u>第2条の規定に基づき教育委員会から委任された事務のうち重要なものの管理及び執行状況について、必要に応じて、教育委員会に報告しなければならない。</u></p> |

日程第2 議案第5号

熊谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令

熊谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（平成17年教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「訓令は」の次に「、熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第2項の規定に基づき」を加え、「熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）」を「同規則第2条第1項」に改める。

第2条第1項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（副課長（副課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の任免に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

熊谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程の一部を改正する訓令新旧対照表
 熊谷市教育委員会の権限に属する事務の専決に関する規程（平成17年教育委員会訓令第2号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、<u>熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第2項の規定に基づき</u>、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務（<u>同規則第2条第1項の規定により熊谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任した事務を除く。</u>）の一部を教育長及び教育委員会の職員に専決させるため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（専決）</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>（1） 行政情報の公開に関する審査請求がされた場合において、熊谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第13号）第1条に規定する熊谷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問すること。</p> <p>（2） 自己情報の開示、訂正等に関する審査請求がされた場合において、審査会に諮問すること。</p> <p><u>（3） 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（副課長（副課長相当職を含む。）以上の職員を除く。）の任免に関すること。</u></p> <p>2（略）</p> | <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この訓令は、熊谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務（熊谷市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成17年教育委員会規則第7号）の規定により熊谷市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に委任した事務を除く。）の一部を教育長及び教育委員会の職員に専決させるため必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（専決）</p> <p>第2条 教育長は、次に掲げる事項を専決することができる。</p> <p>（1） 行政情報の公開に関する審査請求がされた場合において、熊谷市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第13号）第1条に規定する熊谷市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問すること。</p> <p>（2） 自己情報の開示、訂正等に関する審査請求がされた場合において、審査会に諮問すること。</p> <p>2（略）</p> |

日程第2 議案第6号

熊谷市立幼稚園給食実費徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、熊谷市立幼稚園における給食の実施に係る経費（以下「給食実費」という。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(給食実費の徴収対象者)

第2条 給食実費の徴収対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 熊谷市立幼稚園に在園し、給食を受ける園児の保護者
- (2) 熊谷市立幼稚園に勤務し、給食を受ける職員

(給食実費の内容等)

第3条 給食実費は、牛乳の購入に係る1本当たりの経費とする。

2 市長は、前項の経費に、1月当たりの牛乳を提供した日数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を月額として徴収する。

(給食実費の納入)

第4条 第2条に規定する給食実費の徴収対象者は、市長の指定する期日までに給食実費を納入しなければならない。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

日程第 2 議案第 7 号

熊谷文化創造館条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷文化創造館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 39 号)の一部を次のように改正する。

別表の 1 太陽のホール、月のホール及び風の劇場の附属設備の利用料金の表舞台設備の部を次のように改める。

| | | | | |
|----------|------------------------------|------------|------------|---|
| 舞台 設備 | 講演台 | 1 台 | 5 2 0 円 | |
| | 花台 | 1 台 | 2 1 0 円 | |
| | 司会者台 | 1 台 | 3 1 0 円 | |
| | 長机 | 1 台 | 2 1 0 円 | 舞台上で利用する場合 |
| | 椅子 | 1 脚 | 1 0 0 円 | 舞台上で利用する場合 |
| | コントラバス用 椅子 | 1 脚 | 1 0 0 円 | |
| | 演奏者用椅子 | 1 脚 | 1 0 0 円 | |
| | 指揮者用譜面台 | 1 台 | 1 0 0 円 | |
| | 演奏者用譜面台 | 1 台 | 1 0 0 円 | |
| | 譜面灯 (太陽の ホール) | 1 台 | 1 6 0 円 | オーケストラピット用 |
| | 指揮者台 | 1 台 | 2 1 0 円 | |
| | オーケストラピ ット (太陽のホ ール) | 一式 | 4, 1 9 0 円 | |
| | 音響反射板 (太 陽のホール又は 風の劇場) | 一式 | 5, 2 4 0 円 | 風の劇場を太陽のホールの 舞台と一体利用する場合 は、無料とする。 |
| | 松羽目 (太陽の ホール) | 一式 | 1, 0 5 0 円 | |
| 金びょうぶ (太 | 1 双 | 1, 5 7 0 円 | | |

| | | | |
|----------------------|----|--------|--|
| 陽のホール) | | | |
| 毛せん (太陽のホール又は月のホール) | 1枚 | 100円 | |
| 長座布団 (太陽のホール又は月のホール) | 1枚 | 100円 | |
| 所作台セット (太陽のホール) | 一式 | 5,240円 | 所作台、開帳場、化粧がまち、平台のセット |
| オーケストラ台セット (太陽のホール) | 一式 | 6,290円 | 平台、開き足 (高足、中足)、箱足、木台、ひな壇用蹴込みパネルのセット |
| 仮設花道 (太陽のホール) | 一式 | 2,100円 | |
| 平台 | 1組 | 310円 | 箱足・木台・開き足 (高足、中足)、ひな壇用蹴込みパネルを含む (太陽のホールでの利用がない場合のみ)。 |
| 旗パネル (太陽のホール) | 1枚 | 210円 | |
| 遮幕 (太陽のホール) | 1張 | 1,570円 | 白色 |
| 地がすり (太陽のホール) | 1枚 | 520円 | |
| バレーシート (太陽のホール) | 一式 | 2,100円 | |

| | | | |
|---------------------|----|--------|--|
| ル) | | | |
| バレーシート (月のホール) | 一式 | 1,050円 | |
| 上敷ござ(大) (太陽のホール) | 1枚 | 210円 | |
| 上敷ござ(中) (太陽のホール) | 1枚 | 160円 | |
| 上敷ござ(小) (太陽のホール) | 1枚 | 100円 | |
| プログラムスタ ンド | 1台 | 210円 | |

別表の1太陽のホール、月のホール及び風の劇場の附属設備の利用料金の表音響設備の部マイクロホンセット(太陽のホール)の項中「5,000円」を「5,240円」に改め、同部マイクロホンセット(月のホール)の項中「3,000円」を「3,140円」に改め、同部拡声装置(太陽のホール)の項中「4,000円」を「4,190円」に改め、同部拡声装置(月のホール)の項中「2,500円」を「2,620円」に改め、同部マイクロホンの項及び三点つりマイクロホン装置(太陽のホール)の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同部ワイヤレスインカム(太陽のホール)の項を削り、同部カセットデッキ(太陽のホール又は月のホール)の項及びコンパクトディスクプレーヤー(太陽のホール又は月のホール)の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同部コンパクトディスクプレーヤーの項

備考の欄中に「コンパクトディスクを含まない。」を加え、同部デジタルオーディオテープレコーダー（太陽のホール）の項及びMDプレーヤーの項を削り、同部移動型はね返りスピーカーの項から移動型メインスピーカー（月のホール）の項までの規定中「1,000円」を「1,050円」に改め、同表照明設備の部照明設備Aセット（太陽のホール）の項中「1,500円」を「1,570円」に改め、同部照明設備Bセット（太陽のホール）の項中「8,000円」を「8,380円」に改め、同部照明設備Cセット（太陽のホール）の項中「20,000円」を「20,950円」に改め、同部照明設備Dセット（太陽のホール）の項中「28,000円」を「29,330円」に改め、同部フットライト（太陽のホール）の項及びボーダーライト（太陽のホール）の項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同部ローアホリゾントライト（太陽のホール）の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------------------|----|--------|--|
| ローアホリゾン トライト（月のホー ル） | 1列 | 1,050円 | |
|----------------------------|----|--------|--|

別表の1太陽のホール、月のホール及び風の劇場の附属設備の利用料金の表照明設備の部アッパーホリゾントライト（太陽のホール）の項中「3,000円」を「3,140円」に改め、同部中アッパーホリゾントライト（太陽のホール）の項中「2,000円」を「2,100円」に改め、同部カッタースポットライトの項からスポットライト（1キロワット未満）の項までの規定中「200円」を「210円」に改め、同部スポットライト（1キロワット以上1.5キロワット未満）の項中「300円」を「310円」に改め、同部スポットライト（1.5キロワット以上）の項中「400円」を「420円」に改め、同部センタースポットライト（太陽のホール）の項中「2,000円」を

「2, 100円」に改め、同部センタースポットライト（月のホール）の項及びプロジェクタースポットライト（太陽のホール又は月のホール）の項中「1, 000円」を「1, 050円」に改め、同項の次に次のように加える。

| | | | |
|----------------------|----|---------|--|
| 天井反射板ライト (太陽のホール) | 一式 | 1, 570円 | |
|----------------------|----|---------|--|

別表の1太陽のホール、月のホール及び風の劇場の附属設備の利用料金の表照明設備の部ドラムマシン（太陽のホール又は月のホール）の項からスモークマシン（太陽のホール又は月のホール）の項までの規定中「500円」を「520円」に改め、同部ミラーボール（太陽のホール又は月のホール）の項中「600円」を「630円」に改め、同部ハンガーの項を削り、同表その他の部中16ミリ映写機（月のホール）の項及びオーバーヘッドプロジェクター（太陽のホール又は月のホール）の項を削り、同部中「10, 000円」を「10, 480円」に、「2, 000円」を「2, 100円」に、「1, 000円」を「1, 050円」に、「300円」を「310円」に改め、別表の2練習室及び会議室の附属設備の利用料金の表中16ミリ映写機（月のホール）の項及びオーバーヘッドプロジェクター（太陽のホール又は月のホール）の項を削り、同部中「3, 000円」を「3, 140円」に、「500円」を「520円」に改め、別表の3その他の附属設備の利用料金の表を次のように改める。

| | | | |
|--|----|----------|-----------|
| コンサートグランドピアノ (スイタインウエイD-274) (太陽のホール) | 1台 | 10, 480円 | 調律料を含まない。 |
| コンサートグランドピアノ (ベーゼンドルファー記念モデル225) (月のホール) | 1台 | 7, 330円 | 調律料を含まない。 |
| コンサートグランドピアノ (ヤマハCFⅢ-S) (練習室) | 1台 | 5, 240円 | 調律料を含まない。 |

| | | | |
|-------------------------------|----|--------|-----------|
| 1) | | | |
| アップライトピアノ（スタインウェイV-125）（練習室2） | 1台 | 2,100円 | 調律料を含まない。 |
| アップライトピアノ（ヤマハUX-500）（練習室3） | 1台 | 1,050円 | 調律料を含まない。 |
| 移動式展示パネル | 1枚 | 50円 | |
| 展示用スポットライト | 1台 | 50円 | |

別表備考1ただし書中「、月のホールの16ミリ映写機は上映10分間を」を削り、「1日」を「、1日」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る料金（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の附属設備の利用に係る料金（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

熊谷文化創造館条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷文化創造館条例施行規則（平成17年教育委員会規則第39号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

別表（第6条関係）

熊谷文化創造館附属設備利用料金

1 太陽のホール、月のホール及び風の劇場の附属設備の利用料金

| 附属設備の名称 | | 単位 | 利用金額 (1回につき) | 備考 |
|----------------------------|----------------------------|---------------|-----------------------------|--|
| 舞台 設備 | <u>講演台</u> | <u>1台</u> | <u>520円</u> | |
| | <u>花台</u> | <u>1台</u> | <u>210円</u> | |
| | <u>司会者台</u> | <u>1台</u> | <u>310円</u> | |
| | <u>長机</u> | <u>1台</u> | <u>210円</u> | <u>舞台上で利用する場合</u> |
| | <u>椅子</u> | <u>1脚</u> | <u>100円</u> | <u>舞台上で利用する場合</u> |
| | <u>コントラバス用椅子</u> | <u>1脚</u> | <u>100円</u> | |
| | <u>演奏者用椅子</u> | <u>1脚</u> | <u>100円</u> | |
| | <u>指揮者用譜面台</u> | <u>1台</u> | <u>100円</u> | |
| | <u>演奏者用譜面台</u> | <u>1台</u> | <u>100円</u> | |
| | <u>譜面灯（太陽のホール）</u> | <u>1台</u> | <u>160円</u> | <u>オーケストラピット用</u> |
| | <u>指揮者台</u> | <u>1台</u> | <u>210円</u> | |
| | <u>オーケストラピット（太陽のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>4,190円</u> | |
| | <u>音響反射板（太陽のホール又は風の劇場）</u> | <u>一式</u> | <u>5,240円</u> | <u>風の劇場を太陽のホールの舞台と一体利用する場合は、無料とする。</u> |
| | <u>松羽目（太陽のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>1,050円</u> | |
| | <u>金びょうぶ（太陽のホール）</u> | <u>1双</u> | <u>1,570円</u> | |
| | <u>毛せん（太陽のホール又は月のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>100円</u> | |
| <u>長座布団（太陽のホール又は月のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>100円</u> | | |
| <u>所作台セット（太陽のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>5,240円</u> | <u>所作台、開帳場、化粧がまち、平台のセット</u> | |

改 正 案

| | | | | |
|------|---------------------------|-----------|---------------|--|
| | <u>オーケストラ台セット（太陽のホール）</u> | 一式 | <u>6,290円</u> | <u>平台、開き足（高足、中足）、箱足、木台、ひな壇用蹴込みパネルのセット</u> |
| | <u>仮設花道（太陽のホール）</u> | 一式 | <u>2,100円</u> | |
| | <u>平台</u> | <u>1組</u> | <u>310円</u> | <u>箱足・木台・開き足（高足、中足）、ひな壇用蹴込みパネルを含む（太陽のホールでの利用がない場合のみ。）。</u> |
| | <u>旗パネル（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>210円</u> | |
| | <u>遮幕（太陽のホール）</u> | <u>1張</u> | <u>1,570円</u> | <u>白色</u> |
| | <u>地がすり（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>520円</u> | |
| | <u>バレーシート（太陽のホール）</u> | 一式 | <u>2,100円</u> | |
| | <u>バレーシート（月のホール）</u> | 一式 | <u>1,050円</u> | |
| | <u>上敷ござ（大）（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>210円</u> | |
| | <u>上敷ござ（中）（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>160円</u> | |
| | <u>上敷ござ（小）（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>100円</u> | |
| | <u>プログラムスタンド</u> | <u>1台</u> | <u>210円</u> | |
| 音響設備 | <u>マイクロホンセット（太陽のホール）</u> | 一式 | <u>5,240円</u> | <u>拡声装置、マイクロホン（スタンド付）2本、場内アナウンス用マイク1本のセット</u> |
| | <u>マイクロホンセット（月のホール）</u> | 一式 | <u>3,140円</u> | <u>拡声装置、マイクロホン（スタンド付）2本、場内アナウンス用マイク1本のセット</u> |
| | <u>拡声装置（太陽のホール）</u> | 一式 | <u>4,190円</u> | <u>場内アナウンス用マイク1本付</u> |
| | <u>拡声装置（月のホール）</u> | 一式 | <u>2,620円</u> | <u>場内アナウンス用マイク1本付</u> |

改 正 案

| | | | | |
|------|-------------------------------|-----|-------------------|--|
| | マイクロホン | 1 本 | <u>1, 0 5 0 円</u> | ワイヤレス、ダイナミック型、コンデンサー型 |
| | マイクロホンスタンド | 1 本 | 1 0 0 円 | 床上・卓上型 |
| | 三点つりマイクロホン装置（太陽のホール） | 一式 | <u>1, 0 5 0 円</u> | マイクロホンを含まない。 |
| | カセットデッキ（太陽のホール又は月のホール） | 1 台 | <u>1, 0 5 0 円</u> | テープを含まない。 |
| | コンパクトディスクプレーヤー（太陽のホール又は月のホール） | 1 台 | <u>1, 0 5 0 円</u> | <u>コンパクトディスクを含まない。</u> |
| | 移動型はね返りスピーカー | 1 台 | <u>1, 0 5 0 円</u> | |
| | 移動型ステージスピーカー（太陽のホール又は風の劇場） | 1 台 | <u>1, 0 5 0 円</u> | |
| | 移動型メインスピーカー（月のホール） | 1 台 | <u>1, 0 5 0 円</u> | |
| 照明設備 | 照明設備 A セット（太陽のホール） | 一式 | <u>1, 5 7 0 円</u> | 舞台上の仕込み作業利用等（第一・第二ボーダーライトのセット） |
| | 照明設備 B セット（太陽のホール） | 一式 | <u>8, 3 8 0 円</u> | 音響反射板を使用するコンサート利用等（天井反射板ライト、フロントサイドライト、シーリングライト、センタースポットライトのセット） |

改 正 案

| | | | |
|---------------------------|-----------|----------------|---|
| 照明設備Cセット (太陽のホール) | 一式 | <u>20,950円</u> | 式典、大会、講演会等の基本利用(第一・第二ボーダーライト、第1から第4サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、センタースポットライト、アッパーホリゾントライト、ロアーホリゾントライトのセット) |
| 照明設備Dセット (太陽のホール) | 一式 | <u>29,330円</u> | 演劇利用(第一・第二ボーダーライト、第一から第四サスペンションライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、センタースポットライト、アッパーホリゾントライト、ロアーホリゾントライト、トーマンタルライトのセット) |
| フットライト(太陽のホール) | 1列 | <u>1,050円</u> | |
| ボーダーライト(太陽のホール) | 1列 | <u>1,050円</u> | |
| ロアーホリゾントライト(太陽のホール) | 1列 | <u>2,100円</u> | |
| <u>ロアーホリゾントライト(月のホール)</u> | <u>1列</u> | <u>1,050円</u> | |
| アッパーホリゾントライト(太陽のホール) | 1列 | <u>3,140円</u> | |
| 中アッパーホリゾントライト(太陽のホール) | 1列 | <u>2,100円</u> | |
| カッタースポットライト | 1台 | <u>210円</u> | |

改 正 案

| | | | | |
|-----|-------------------------------|----|----------------|---------------|
| | ハイクオリティーカータースポットライト | 1台 | <u>210円</u> | |
| | スポットライト(1キロワット未満) | 1台 | <u>210円</u> | |
| | スポットライト(1キロワット以上1.5キロワット未満) | 1台 | <u>310円</u> | |
| | スポットライト(1.5キロワット以上) | 1台 | <u>420円</u> | |
| | センタースポットライト(太陽のホール) | 1台 | <u>2,100円</u> | クセノン |
| | センタースポットライト(月のホール) | 1台 | <u>1,050円</u> | ハロゲン |
| | プロジェクタースポットライト(太陽のホール又は月のホール) | 1台 | <u>1,050円</u> | 効果器、先玉、種板を含む。 |
| | <u>天井反射板ライト(太陽のホール)</u> | 一式 | <u>1,570円</u> | |
| | ドラムマシン(太陽のホール又は月のホール) | 1台 | <u>520円</u> | |
| | 波マシン(太陽のホール又は月のホール) | 1台 | <u>520円</u> | |
| | マルチストロボ(太陽のホール又は月のホール) | 1台 | <u>520円</u> | |
| | スモークマシン(太陽のホール又は月のホール) | 1台 | <u>520円</u> | |
| | ミラーボール(太陽のホール又は月のホール) | 1台 | <u>630円</u> | |
| | 照明用スタンド | 1台 | 100円 | 持ち込み器具使用の場合 |
| | カラーフィルター | 1枚 | 50円 | |
| その他 | プロジェクター(太陽のホール又は月のホール) | 一式 | <u>10,480円</u> | スクリーンを含む。 |

改 正 案

| | | | |
|---------------|--------|---------------|----------------------|
| スクリーン（太陽のホール） | 一式 | <u>2,100円</u> | |
| スクリーン（月のホール） | 一式 | <u>1,050円</u> | |
| 丸テーブル（月のホール） | 1台 | <u>310円</u> | |
| 持ち込み器具電源 | 1キロワット | 100円 | 1キロワット未満は、1キロワットとする。 |

2 練習室及び会議室の附属設備の利用料金

| 附属設備の名称 | 単位 | 利用料金 (一回につき) | 備考 |
|----------------|--------|-----------------|----------------------|
| 小型プロジェクター（会議室） | 一式 | <u>3,140円</u> | スクリーンを含む。 |
| スライド映写機（会議室） | 一式 | <u>3,140円</u> | スクリーンを含む。 |
| スクリーン（会議室） | 一式 | <u>520円</u> | |
| 持ち込み器具電源 | 1キロワット | 100円 | 1キロワット未満は、1キロワットとする。 |

3 その他の附属設備の利用料金

| 附属設備の名称 | 単位 | 利用料金 (一回につき) | 備考 |
|---|-----------|-----------------|------------------|
| <u>コンサートグランドピアノ (スタインウェイD-274) (太陽のホール)</u> | <u>1台</u> | <u>10,480円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>コンサートグランドピアノ (ベーゼンドルファー記念 モデル225)(月のホール)</u> | <u>1台</u> | <u>7,330円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>コンサートグランドピアノ (ヤマハCFⅢ-S)(練習 室1)</u> | <u>1台</u> | <u>5,240円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>アップライトピアノ(スタ インウェイV-125)(練習 室2)</u> | <u>1台</u> | <u>2,100円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>アップライトピアノ(ヤマハ UX-500)(練習室3)</u> | <u>1台</u> | <u>1,050円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>移動式展示パネル</u> | <u>1枚</u> | <u>50円</u> | |
| <u>展示用スポットライト</u> | <u>1台</u> | <u>50円</u> | |

備考

1 (略)ただし、移動式展示パネル及び展示用スポットライトは、1日1回として計算する。

2 (略)

現 行

別表（第6条関係）

熊谷文化創造館附属設備利用料金

1 太陽のホール、月のホール及び風の劇場の附属設備の利用料金

| 附属設備の名称 | | 単位 | 利用金額 (1回につき) | 備考 |
|----------------|-----------------------|--------|----------------------|---------------------------------|
| 舞台 設備 | 講演台 | 1台 | 500円 | |
| | 花台 | 1台 | 200円 | |
| | 司会者台 | 1台 | 300円 | |
| | 長机 | 1台 | 200円 | 舞台上で利用する場合 |
| | いす | 1脚 | 100円 | 舞台上で利用する場合 |
| | コントラバス用いす | 1脚 | 100円 | |
| | 演奏者用いす | 1脚 | 100円 | |
| | 指揮者用譜面台 | 1台 | 100円 | |
| | 演奏者用譜面台 | 1台 | 100円 | |
| | 譜面灯（太陽のホール） | 1台 | 150円 | オーケストラピット用 |
| | 指揮者台 | 1台 | 200円 | |
| | オーケストラピット （太陽のホール） | 一式 | 4,000円 | |
| | 音響反射板（太陽のホール又は風の劇場） | 一式 | 5,000円 | 風の劇場を太陽のホールの舞台と一体利用する場合は、無料とする。 |
| | 松羽目（太陽のホール） | 一式 | 1,000円 | |
| | 金びょうぶ（太陽のホール又は月のホール） | 1双 | 1,500円 | |
| | 毛せん（太陽のホール又は月のホール） | 1枚 | 100円 | |
| | 長座布団（太陽のホール又は月のホール） | 1枚 | 100円 | |
| 所作台セット（太陽のホール） | 一式 | 5,000円 | 所作台、開帳場、化粧がまち、平台のセット | |

現 行

| | | | | |
|------|----------------------------|-----------|---------------|---|
| | <u>オーケストラ台セット（太陽のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>6,000円</u> | <u>平台、開き足（高足、中足）、箱足、木台、ひな壇用ケコミパネルのセット</u> |
| | <u>平台</u> | <u>1組</u> | <u>300円</u> | <u>箱足・木台・開き足（高足、中足）、ひな壇用ケコミパネルを含む。</u> |
| | <u>旗パネル（太陽のホール又は月のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>200円</u> | |
| | <u>しゃ幕（太陽のホール）</u> | <u>1張</u> | <u>1,500円</u> | <u>白色</u> |
| | <u>地がすり（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>500円</u> | |
| | <u>バレーシート</u> | <u>一式</u> | <u>2,000円</u> | <u>太陽のホールでの利用の場合</u> |
| | <u>バレーシート</u> | <u>一式</u> | <u>1,000円</u> | <u>月のホールでの利用の場合</u> |
| | <u>雪かご（太陽のホール）</u> | <u>1台</u> | <u>300円</u> | |
| | <u>上敷ござ（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>200円</u> | <u>大</u> |
| | <u>上敷ござ（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>150円</u> | <u>中</u> |
| | <u>上敷ござ（太陽のホール）</u> | <u>1枚</u> | <u>100円</u> | <u>小</u> |
| | <u>プログラムスタンド</u> | <u>1台</u> | <u>200円</u> | |
| 音響設備 | <u>マイクロホンセット（太陽のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>5,000円</u> | <u>拡声装置、マイクロホン（スタンド付）2本、場内アナウンス用マイク1本のセット</u> |
| | <u>マイクロホンセット（月のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>3,000円</u> | <u>拡声装置、マイクロホン（スタンド付）2本、場内アナウンス用マイク1本のセット</u> |
| | <u>拡声装置（太陽のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>4,000円</u> | <u>場内アナウンス用マイク1本付</u> |
| | <u>拡声装置（月のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>2,500円</u> | <u>場内アナウンス用マイク1本付</u> |

現 行

| | | | | |
|------|----------------------------------|------------|-------------------|--|
| | マイクロホン | 1 本 | <u>1, 0 0 0 円</u> | ワイヤレス、ダイナミック型、コンデンサー型 |
| | マイクロホンスタンド | 1 本 | 1 0 0 円 | 床上・卓上型 |
| | 三点つりマイクロホン装置（太陽のホール） | 一式 | <u>1, 0 0 0 円</u> | マイクロホンを含まない。 |
| | <u>ワイヤレスインカム（太陽のホール）</u> | <u>1 台</u> | <u>5 0 0 円</u> | |
| | カセットデッキ（太陽のホール又は月のホール） | 1 台 | <u>1, 0 0 0 円</u> | テープを含まない。 |
| | コンパクトディスクプレーヤー（太陽のホール又は月のホール） | 1 台 | <u>1, 0 0 0 円</u> | |
| | <u>デジタルオーディオテープレコーダー（太陽のホール）</u> | <u>1 台</u> | <u>1, 0 0 0 円</u> | <u>テープを含まない。</u> |
| | <u>MDプレーヤー</u> | <u>1 台</u> | <u>1, 0 0 0 円</u> | |
| | 移動型はね返りスピーカー | 1 台 | <u>1, 0 0 0 円</u> | |
| | 移動型ステージスピーカー（太陽のホール又は風の劇場） | 1 台 | <u>1, 0 0 0 円</u> | |
| | 移動型メインスピーカー（月のホール） | 1 台 | <u>1, 0 0 0 円</u> | |
| 照明設備 | 照明設備 A セット（太陽のホール） | 一式 | <u>1, 5 0 0 円</u> | 舞台上の仕込み作業利用等（第一・第二ボーダーライトのセット） |
| | 照明設備 B セット（太陽のホール） | 一式 | <u>8, 0 0 0 円</u> | 音響反射板を使用するコンサート利用等（天井反射板ライト、フロントサイドライト、シーリングライト、センタースポットライトのセット） |

現 行

| | | | |
|------------------------|----|----------------|---|
| 照明設備 C セット (太陽のホール) | 一式 | <u>20,000円</u> | 式典、大会、講演会等の基本利用(第一・第二ボーダーライト、第1から第4サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、センタースポットライト、アッパーホリゾントライト、ロアーホリゾントライトのセット) |
| 照明設備 D セット (太陽のホール) | 一式 | <u>28,000円</u> | 演劇利用(第一・第二ボーダーライト、第一から第四サスペンションライト、客席サスペンションライト、フロントサイドライト、シーリングライト、センタースポットライト、アッパーホリゾントライト、ロアーホリゾントライト、トーマンタルライトのセット) |
| フットライト(太陽のホール) | 1列 | <u>1,000円</u> | |
| ボーダーライト(太陽のホール) | 1列 | <u>1,000円</u> | |
| ロアーホリゾントライト(太陽のホール) | 1列 | <u>2,000円</u> | |
| アッパーホリゾントライト(太陽のホール) | 1列 | <u>3,000円</u> | |
| 中アッパーホリゾントライト(太陽のホール) | 1列 | <u>2,000円</u> | |
| カッタースポットライト | 1台 | <u>200円</u> | |
| ハイクオリティークッタースポットライト | 1台 | <u>200円</u> | |

現 行

| | | | |
|--|-----------|----------------|-------------------------|
| スポットライト（1キ ロワット未満） | 1台 | <u>200円</u> | |
| スポットライト（1キ ロワット以上1.5キ ロワット未満） | 1台 | <u>300円</u> | |
| スポットライト（1. 5キロワット以上） | 1台 | <u>400円</u> | |
| センタースポットラ イト（太陽のホール） | 1台 | <u>2,000円</u> | クセノン |
| センタースポットラ イト（月のホール） | 1台 | <u>1,000円</u> | ハロゲン |
| プロジェクタースポ ットライト（太陽のホ ール又は月のホール） | 1台 | <u>1,000円</u> | 効果器、先玉、種板を 含む。 |
| ドラムマシン（太陽の ホール又は月のホー ル） | 1台 | <u>500円</u> | |
| 波マシン（太陽のホー ル又は月のホール） | 1台 | <u>500円</u> | |
| マルチストロボ（太陽 のホール又は月のホ ール） | 1台 | <u>500円</u> | |
| スモークマシン（太陽 のホール又は月のホ ール） | 1台 | <u>500円</u> | |
| ミラーボール（太陽の ホール又は月のホー ル） | 1台 | <u>600円</u> | |
| 照明用スタンド | 1台 | 100円 | 持ち込み器具使用の場 合 |
| <u>ハンガー</u> | <u>1個</u> | <u>50円</u> | <u>持ち込み器具使用の場 合</u> |
| カラーフィルター | 1枚 | 50円 | |
| その他 | | | |
| プロジェクター（太陽 のホール又は月のホ ール） | 一式 | <u>10,000円</u> | スクリーンを含む。 |
| <u>16ミリ映写機（月の ホール）</u> | <u>一式</u> | <u>1,000円</u> | <u>スクリーンを含む。</u> |
| <u>オーバーヘッドプロ ジェクター（太陽のホ ール又は月のホール）</u> | <u>一式</u> | <u>3,000円</u> | <u>スクリーンを含む。</u> |

現 行

| | | | |
|---------------|--------|---------------|----------------------|
| スクリーン（太陽のホール） | 一式 | <u>2,000円</u> | |
| スクリーン（月のホール） | 一式 | <u>1,000円</u> | |
| 丸テーブル（月のホール） | 1台 | <u>300円</u> | |
| 持ち込み器具電源 | 1キロワット | 100円 | 1キロワット未満は、1キロワットとする。 |

2 練習室及び会議室の附属設備の利用料金

| 附属設備の名称 | 単位 | 利用料金 (一回につき) | 備考 |
|----------------------------|-----------|-----------------|----------------------|
| 小型プロジェクター（会議室） | 一式 | <u>3,000円</u> | スクリーンを含む。 |
| <u>16ミリ映写機（会議室）</u> | <u>一式</u> | <u>3,000円</u> | <u>スクリーンを含む。</u> |
| スライド映写機（会議室） | 一式 | <u>3,000円</u> | スクリーンを含む。 |
| <u>オーバーヘッドプロジェクター（会議室）</u> | <u>一式</u> | <u>2,000円</u> | <u>スクリーンを含む。</u> |
| スクリーン（会議室） | 一式 | <u>500円</u> | |
| 持ち込み器具電源 | 1キロワット | 100円 | 1キロワット未満は、1キロワットとする。 |

3 その他の附属設備の利用料金

| 附属設備の名称 | 単位 | 利用料金 (一回につき) | 備考 |
|--|-----------|-----------------|------------------|
| <u>コンサートグランドピアノ（スタインウェイD-274）</u> | <u>1台</u> | <u>10,000円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>コンサートグランドピアノ（ベーゼンドルファー記念モデル225）</u> | <u>1台</u> | <u>7,000円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>コンサートグランドピアノ（ヤマハCFⅢ-S）</u> | <u>1台</u> | <u>5,000円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>アップライトピアノ（スタインウェイV-125）</u> | <u>1台</u> | <u>2,000円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>アップライトピアノ（ヤマハUX-500）</u> | <u>1台</u> | <u>1,000円</u> | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>移動式展示パネル</u> | <u>1枚</u> | <u>50円</u> | |
| <u>展示用スポットライト</u> | <u>1台</u> | <u>50円</u> | |

備考

1 (略)ただし、月のホールの16ミリ映写機は上映10分間を、移動式展示パネル及び展示用スポットライトは1日1回として計算する。

2 (略)

日程第 2 議案第 8 号

熊谷市立大里生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する
規則

熊谷市立大里生涯学習センター条例施行規則（平成 17 年教育委員会規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の部中「600円」を「630円」に、「200円」を「210円」に、「舞台用いす」を「舞台用椅子」に、「3,000円」を「3,140円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「緋毛氈」を「緋毛^ひせん」に、「ピアノ用いす」を「ピアノ用椅子」に改め、同表音響設備の部中「2,000円」を「2,100円」に、「500円」を「520円」に、「800円」を「840円」に、「1,000円」を「1,050円」に改め、同表ピアノの部中「4,000円」を「4,190円」に、「300円」を「310円」に改め、同表映像設備の部映像音響装置の項中「5,000円」を「5,240円」に改め、同部DLPプロジェクターの項中「1,500円」を「1,570円」に改め、同部映像機器セットの項及びスクリーンの項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同部小型プロジェクターの項中「500円」を「520円」に改め、同表照明設備の部中「800円」を「840円」に、「200円」を「210円」に、「300円」を「310円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「500円」を「520円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る料金（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知

書により領収したものを除く。)について適用し、同日前の附属設備の利用に係る料金(同日以後に領収したものを含む。)については、なお従前の例による。

熊谷市立大里生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する
 規則案新旧対照表
 熊谷市立大里生涯学習センター条例施行規則（平成17年教育
 委員会規則第21号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

別表（第5条関係）

文化ホール附属設備利用料金

| 名称 | | 単位 | 金額（円） （1回につき） | 摘要 |
|---------------|-------------------|------|---------------------------|--|
| 舞 台 設 備 | 講演台 | 1式 | <u>630円</u> | 両脇台付き |
| | 司会者台 | 1台 | <u>210円</u> | |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | <u>舞台用椅子</u> | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | <u>210円</u> | |
| | 譜面台 | 1台 | 50円 | |
| | 音響反射板 | 1式 | <u>3,140円</u> | |
| | 金屏風 | 1双 | <u>1,050円</u> | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（木足・箱足・ 開き足） | 1組 | 70円 | 平台1枚につき |
| | 吊看板 | 1枚 | 100円 | |
| | <u>緋毛せん</u> | 1枚 | 100円 | |
| | 長座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 上敷きゴザ（大） | 1枚 | 100円 | |
| | 上敷きゴザ（小） | 1枚 | 50円 | |
| | めくり台 | 1台 | 50円 | |
| | 人形立て | 1本 | 50円 | |
| | ホワイトボード | 1台 | 100円 | |
| | 展示パネル | 1台 | 100円 | |
| 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | | |
| <u>ピアノ用椅子</u> | 1脚 | 100円 | <u>ピアノ用椅子のみ使用 の場合</u> | |
| 音 響 設 備 | 拡声装置 | 1式 | <u>2,100円</u> | 音響調整卓、舞台操作 卓、常設スピーカー、 ダイナミックマイクロ ホン1本 |
| | ダイナミックマイク ロホン | 1本 | <u>520円</u> | マイクスタンド付き |
| | コンデンサマイク ロホン | 1本 | <u>840円</u> | 〃 |

改 正 案

| | | | | |
|------|-------------------|---------|-----------------|---|
| | ワイヤレスマイクロホン | 1 本 | <u>1, 050 円</u> | " |
| | 録音再生機セット | 1 式 | <u>1, 050 円</u> | C D、M D、カセット |
| | はね返りスピーカー | 1 対 | <u>520 円</u> | |
| | マイクスタンド | 1 本 | 100 円 | マイクスタンドのみ使用の場合 |
| ピアノ | ピアノ（フルコンサート） | 1 台 | <u>4, 190 円</u> | 調律料を含まない |
| | ピアノ（アップライト） | 1 台 | <u>310 円</u> | " |
| 映像設備 | 映像音響装置 | 1 式 | <u>5, 240 円</u> | 拡声装置、D L P プロジェクター、映像機器セット、映画用スピーカー、スクリーン |
| | D L P プロジェクター | 1 台 | <u>1, 570 円</u> | |
| | 映像機器セット | 1 式 | <u>1, 050 円</u> | D V D、ビデオ |
| | スクリーン | 1 台 | <u>1, 050 円</u> | |
| | 小型プロジェクター | 1 台 | <u>520 円</u> | |
| 照明設備 | ボーダーライト | 1 列 | <u>840 円</u> | |
| | アッパー水平ライト | 1 列 | <u>840 円</u> | |
| | ローア水平ライト | 1 列 | <u>840 円</u> | |
| | スポットライト（1キロボット未満） | 1 台 | <u>210 円</u> | |
| | スポットライト（1キロボット以上） | 1 台 | <u>310 円</u> | |
| | クセノンピンスポットライト | 1 台 | <u>1, 050 円</u> | |
| | 照明用スタンド | 1 本 | 100 円 | 照明用スタンドのみ使用の場合 |
| | ミラーボール | 1 個 | <u>520 円</u> | |
| | 持込器具電気料 | 1 キロボット | 100 円 | 1 キロボット未満は1キロボットとする |

備考

1 ~ 2 (略)

現 行

別表（第5条関係）

文化ホール附属設備利用料金

| 名称 | | 単位 | 金額（円） （1回につき） | 摘要 |
|------------|-------------------|------|-------------------|--|
| 舞 台 設 備 | 講演台 | 1式 | <u>600円</u> | 両脇台付き |
| | 司会者台 | 1台 | <u>200円</u> | |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | 舞台用いす | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | <u>200円</u> | |
| | 譜面台 | 1台 | 50円 | |
| | 音響反射板 | 1式 | <u>3,000円</u> | |
| | 金屏風 | 1双 | <u>1,000円</u> | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（木足・箱足・ 開き足） | 1組 | 70円 | 平台1枚につき |
| | 吊看板 | 1枚 | 100円 | |
| | 緋毛氈 | 1枚 | 100円 | |
| | 長座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 上敷きゴザ（大） | 1枚 | 100円 | |
| | 上敷きゴザ（小） | 1枚 | 50円 | |
| | めくり台 | 1台 | 50円 | |
| | 人形立て | 1本 | 50円 | |
| | ホワイトボード | 1台 | 100円 | |
| | 展示パネル | 1台 | 100円 | |
| 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | | |
| ピアノ用いす | 1脚 | 100円 | ピアノ用いすのみ使用 の場合 | |
| 音 響 設 備 | 拡声装置 | 1式 | <u>2,000円</u> | 音響調整卓、舞台操作 卓、常設スピーカー、 ダイナミックマイクロ ホン1本 |
| | ダイナミックマイク ロホン | 1本 | <u>500円</u> | マイクスタンド付き |
| | コンデンサマイク ロホン | 1本 | <u>800円</u> | ” |

現 行

| | | | | |
|------|-------------------|---------|----------------|---|
| | ワイヤレスマイクロホン | 1 本 | <u>1,000 円</u> | " |
| | 録音再生機セット | 1 式 | <u>1,000 円</u> | C D、M D、カセット |
| | はね返りスピーカー | 1 対 | <u>500 円</u> | |
| | マイクスタンド | 1 本 | 100 円 | マイクスタンドのみ使用の場合 |
| ピアノ | ピアノ（フルコンサート） | 1 台 | <u>4,000 円</u> | 調律料を含まない |
| | ピアノ（アップライト） | 1 台 | <u>300 円</u> | " |
| 映像設備 | 映像音響装置 | 1 式 | <u>5,000 円</u> | 拡声装置、D L P プロジェクター、映像機器セット、映画用スピーカー、スクリーン |
| | D L P プロジェクター | 1 台 | <u>1,500 円</u> | |
| | 映像機器セット | 1 式 | <u>1,000 円</u> | D V D、ビデオ |
| | スクリーン | 1 台 | <u>1,000 円</u> | |
| | 小型プロジェクター | 1 台 | <u>500 円</u> | |
| 照明設備 | ボーダーライト | 1 列 | <u>800 円</u> | |
| | アッパー水平ライト | 1 列 | <u>800 円</u> | |
| | ローア水平ライト | 1 列 | <u>800 円</u> | |
| | スポットライト（1キロボット未満） | 1 台 | <u>200 円</u> | |
| | スポットライト（1キロボット以上） | 1 台 | <u>300 円</u> | |
| | クセノンピンスポットライト | 1 台 | <u>1,000 円</u> | |
| | 照明用スタンド | 1 本 | 100 円 | 照明用スタンドのみ使用の場合 |
| | ミラーボール | 1 個 | <u>500 円</u> | |
| | 持込器具電気料 | 1 キロボット | 100 円 | 1 キロボット未満は1キロボットとする |

備考

1 ~ 2 (略)

日程第 2 議案第 9 号

熊谷市立江南総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市立江南総合文化会館条例施行規則（平成19年教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の部中「600円」を「630円」に、「200円」を「210円」に、「舞台用いす」を「舞台用椅子」に、「4,000円」を「4,190円」に、「1,000円」を「1,050円」に、「緋毛氈」を「緋毛^ひせん」に、「500円」を「520円」に、「300円」を「310円」に改め、同表音響設備の部中「3,000円」を「3,140円」に、「800円」を「840円」に、「1,000円」を「1,050円」に改め、同表ピアノの部中「4,000円」を「4,190円」に、「1,500円」を「1,570円」に改め、同表照明設備の部ボーダーライトの項中「800円」を「840円」に改め、同部アップパーホリゾントライトの項及びロアーホリゾントライトの項中「1,000円」を「1,050円」に改め、同部スポットライトの項中「300円」を「310円」に改め、同部クセノンピンスポットライトの項中「1,800円」を「1,890円」に改め、同表その他の部中「1,500円」を「1,570円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る料金（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の附属設備の利用に係る料金（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

熊谷市立江南総合文化会館条例施行規則の一部を改正する規則
案新旧対照表

熊谷市立江南総合文化会館条例施行規則（平成19年教育委員会規則第21号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

別表（第4条関係）

文化会館附属設備利用料金

| 附属設備の名称 | | 単位 | 利用金額 (1回につき) | 摘要 |
|------------------|------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 舞 台 設 備 | 講演台 | 1台 | <u>630円</u> | 両脇台付き |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | <u>舞台用椅子</u> | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | <u>210円</u> | |
| | 譜面台 | 1台 | 50円 | |
| | 譜面台（指揮者用） | 1台 | 100円 | |
| | 音響反射板 | 一式 | <u>4,190円</u> | |
| | 天板ライト | 一式 | <u>1,050円</u> | |
| | 松羽目 | 一式 | <u>1,050円</u> | |
| | びょうぶ | 1双 | <u>1,050円</u> | |
| | 所作台 | 一式 | <u>4,190円</u> | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（箱足・開き足） | 1組 | 70円 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 長座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | <u>緋毛せん</u> | 1枚 | 100円 | |
| | 上敷きゴザ（大） | 1枚 | <u>210円</u> | |
| | 上敷きゴザ（中） | 1枚 | 100円 | |
| | 上敷きゴザ（小） | 1枚 | 50円 | |
| | 地がすり | 1枚 | <u>520円</u> | |
| | めくり台 | 1台 | 100円 | |
| 人形立て | 1台 | 50円 | | |
| 司会者台 | 1台 | <u>310円</u> | | |
| ホワイトボード | 1台 | 100円 | | |
| 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | | |
| 音 響 設 備 | 拡声装置 | 1式 | <u>3,140円</u> | |
| | ダイナミックマイク ロホン | 1本 | <u>840円</u> | マイクスタンドを含む。 |
| | コンデンサマイク ロホン | 1本 | <u>1,050円</u> | マイクスタンドを含む。 |

改 正 案

| | | | | |
|----------|-----------------------|-------------|----------------|---------------------------|
| | ワイヤレスマイクロホン | 1 本 | <u>1,050 円</u> | マイクスタンドを含む。 |
| | つり下げマイク装置 | 一式 | <u>1,050 円</u> | |
| | はね返りスピーカー | 1 台 | <u>1,050 円</u> | |
| | マイクスタンド | 1 台 | 100 円 | マイクスタンドのみ利用の場合 |
| ピアノ | ピアノ（フルコンサート） | 1 台 | <u>4,190 円</u> | 調律料を含まない。 |
| | ピアノ（グランド） | 1 台 | <u>1,570 円</u> | リハーサル室用 調律料を含まない。 |
| 照明 設備 | ボーダーライト | 1 列 | <u>840 円</u> | |
| | アッパーホリゾン トライト | 1 列 | <u>1,050 円</u> | |
| | ローアホリゾン トライト | 1 列 | <u>1,050 円</u> | |
| | スポットライト | 1 台 | <u>310 円</u> | |
| | クセノンピン スポット ライト | 1 台 | <u>1,890 円</u> | |
| | 照明用スタン ド | 1 本 | 100 円 | 照明用スタン ドのみ利 用の場合 |
| その 他 | スクリーン | 1 式 | <u>1,570 円</u> | |
| | 持込器具等電気料 | 1 キロ ワット | 100 円 | 1 キロワット未満は 1 キロワットとする。 |

備考

1 (略)

現 行

別表（第4条関係）

文化会館附属設備利用料金

| 附属設備の名称 | | 単位 | 利用金額 (1回につき) | 摘要 |
|----------|------------------|-------------|-----------------|-------------|
| 舞台 設備 | 講演台 | 1台 | <u>600円</u> | 両脇台付き |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | <u>舞台用いす</u> | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | <u>200円</u> | |
| | 譜面台 | 1台 | 50円 | |
| | 譜面台（指揮者用） | 1台 | 100円 | |
| | 音響反射板 | 一式 | <u>4,000円</u> | |
| | 天板ライト | 一式 | <u>1,000円</u> | |
| | 松羽目 | 一式 | <u>1,000円</u> | |
| | びょうぶ | 1双 | <u>1,000円</u> | |
| | 所作台 | 一式 | <u>4,000円</u> | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（箱足・開き足） | 1組 | 70円 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 長座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | <u>緋毛せん</u> | 1枚 | 100円 | |
| | 上敷きゴザ（大） | 1枚 | <u>200円</u> | |
| | 上敷きゴザ（中） | 1枚 | 100円 | |
| | 上敷きゴザ（小） | 1枚 | 50円 | |
| | 地がすり | 1枚 | <u>500円</u> | |
| | めくり台 | 1台 | 100円 | |
| | 人形立て | 1台 | 50円 | |
| 司会者台 | 1台 | <u>300円</u> | | |
| ホワイトボード | 1台 | 100円 | | |
| 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | | |
| 音響 設備 | 拡声装置 | 1式 | <u>3,000円</u> | |
| | ダイナミックマイク ロホン | 1本 | <u>800円</u> | マイクスタンドを含む。 |
| | コンデンサマイク ロホン | 1本 | <u>1,000円</u> | マイクスタンドを含む。 |

現 行

| | | | | |
|------|---------------|--------|---------------|----------------------|
| | ワイヤレスマイクロホン | 1本 | <u>1,000円</u> | マイクスタンドを含む。 |
| | つり下げマイク装置 | 一式 | <u>1,000円</u> | |
| | はね返りスピーカー | 1台 | <u>1,000円</u> | |
| | マイクスタンド | 1台 | 100円 | マイクスタンドのみ利用の場合 |
| ピアノ | ピアノ（フルコンサート） | 1台 | <u>4,000円</u> | 調律料を含まない。 |
| | ピアノ（グランド） | 1台 | <u>1,500円</u> | リハーサル室用 調律料を含まない。 |
| 照明設備 | ボーダーライト | 1列 | <u>800円</u> | |
| | アッパー水平ライト | 1列 | <u>1,000円</u> | |
| | ローア水平ライト | 1列 | <u>1,000円</u> | |
| | スポットライト | 1台 | <u>300円</u> | 1キロワット |
| | クセノンピンスポットライト | 1台 | <u>1,800円</u> | |
| | 照明用スタンド | 1本 | 100円 | 照明用スタンドのみ利用の場合 |
| その他 | スクリーン | 1式 | <u>1,500円</u> | |
| | 持込器具等電気料 | 1キロワット | 100円 | 1キロワット未満は1キロワットとする。 |

備考

1 (略)

日程第 2 議案第 10 号

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則
熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成 25 年教育委員会規則
第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項及び第 11 条中「30 日前」の次に「(体育施設を利用し、又はこれと併せて宿泊施設若しくは学習施設を利用する場合にあっては、7 日前)」を加える。

別表第 2 中「1,000 円」を「1,050 円」に改める。

別表第 3 小型プロジェクターの項中「1,000 円」を「1,050 円」に改め、同表料理講習室、パソコン学習室又は多目的ルーム 304 の部中「500 円」を「520 円」に改め、同表音楽・演劇練習室の部中「1,500 円」を「1,570 円」に、「1,000 円」を「1,050 円」に改め、同表練習室 1 の部中「500 円」を「520 円」に、「300 円」を「310 円」に、「2,000 円」を「2,100 円」に改め、同表練習室 3 の部中「500 円」を「520 円」に改め、同表陶芸室の部中「4,000 円」を「4,070 円」に、「5,000 円」を「5,090 円」に、「8,000 円」を「8,150 円」に改める。

別表第 4 中「1,500 円」を「1,530 円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 7 条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後の同条第 1 項の規定による利用許可の変更申請について適用し、同日前の同項の規定による利用許可の変更申請については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後の利用料金の返還について適用し、同日前の利用料金の返還については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第2から別表第4までの規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る料金（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の附属設備の利用に係る料金（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則の一部を改正する規則案
 新旧対照表
 熊谷市スポーツ・文化村条例施行規則（平成25年7月5日教育委員会規則第3号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| <p>（利用の変更及び取消し）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 前項の規定による利用許可の変更申請は、利用日の30日前<u>（体育施設を利用し、又はこれと併せて宿泊施設若しくは学習施設を利用する場合にあっては、7日前）</u>の日までに1回に限りこれを行うことができるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> | <p>（利用の変更及び取消し）</p> <p>第7条 （略）</p> <p>2 前項の規定による利用許可の変更申請は、利用日の30日前の日までに1回に限りこれを行うことができるものとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、この限りではない。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> |
| <p>（附属設備の利用料金）</p> <p>第8条 （略）</p> | <p>（附属設備の利用料金）</p> <p>第8条 （略）</p> |
| <p>（利用料金の納入）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（利用料金の納入）</p> <p>第9条 （略）</p> <p>2 （略）</p> |
| <p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（利用料金の減免）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>2 （略）</p> |
| <p>（利用料金の返還）</p> <p>第11条 条例第26条第3号に規定する規則で定める日は、利用日の30日前<u>（体育施設を利用し、又はこれと併せて宿泊施設若しくは学習施設を利用する場合にあっては、7日前）</u>とする。</p> | <p>（利用料金の返還）</p> <p>第11条 条例第26条第3号に規定する規則で定める日は、利用日の30日前とする。</p> |
| <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第12条 （略）</p> | <p>（指定管理者の指定の申請）</p> <p>第12条 （略）</p> |

改 正 案

別表第 1 (第 8 条関係)
(略)

別表第 2 (第 8 条関係)
体育施設の附属設備利用料金の上限額

| 附属設備の名称 | 単位 | 料金 (1 回につき) | 摘要 |
|-------------|-----|----------------|-----|
| 放送設備 (アリーナ) | 1 式 | <u>1,050 円</u> | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

備考 (略)

別表第 3 (第 8 条関係)

| 附属設備の名称 | 単位 | 料金 (1 回につき) | 摘要 | |
|--|---------|----------------|----------------|--|
| 小型プロジェクター | 1 式 | <u>1,050 円</u> | スクリーンを含む。 | |
| 料理講習室、 パソコン学 習室又は多 目的ルーム 304 | 1 式 | <u>520 円</u> | | |
| 音楽・演劇練 習室 | グランドピアノ | 1 台 | <u>1,570 円</u> | 調律料を含まない。 |
| | 拡声装置 | 1 式 | <u>1,050 円</u> | |
| 練習室 1 | ギターアンプ | 1 台 | <u>520 円</u> | |
| | ベースアンプ | 1 台 | <u>520 円</u> | |
| | ドラムセット | 1 式 | <u>520 円</u> | |
| | 電子ピアノ | 1 台 | <u>520 円</u> | スピーカー 1 台付 |
| | 拡声装置 | 1 式 | <u>520 円</u> | ミキサー、CD プレーヤー、スピーカー 1 組付 |
| | マイクロホン | 1 本 | <u>310 円</u> | スタンド付 |
| | 練習セット | 1 式 | <u>2,100 円</u> | 基本セット (ギターアンプ 2 台、ベースアンプ 1 台、ドラムセット 1 式、電子ピアノ 1 台、拡声装置 1 式、マイクロホン 1 本のセット) |

改 正 案

| | | | | |
|------------|---------------|--------------|-------------------|--------------------------------|
| 練習室 3 | アップライ トピアノ | 1 台 | <u>5 2 0 円</u> | 調律料を含まない。 |
| 陶芸室 | 陶芸用電気 窯 | 素焼き | <u>4, 0 7 0 円</u> | |
| | | 本焼き | <u>5, 0 9 0 円</u> | |
| | | 素焼き及び 本焼き | <u>8, 1 5 0 円</u> | |
| 持込器具電 源 | | 1 キロワッ ト | 1 0 0 円 | 1 キロワット未満 は 1 キロワットと する。 |

備考 (略)

別表第 4 (第 8 条関係)

| 名 称 | 料 金 |
|------|----------------------|
| ロッカー | 月額 <u>1, 5 3 0 円</u> |

備考 (略)

現 行

別表第 1 (第 8 条関係)

(略)

別表第 2 (第 8 条関係)

体育施設の附属設備利用料金の上限額

| 附属設備の名称 | 単位 | 料金 (1回につき) | 摘要 |
|-------------|-----|----------------|-----|
| 放送設備 (アリーナ) | 1 式 | <u>1,000 円</u> | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

備考 (略)

別表第 3 (第 8 条関係)

| 附属設備の名称 | 単位 | 料金 (1回につき) | 摘要 |
|--|--------------------|----------------|---|
| 小型プロジェクター | 1 式 | <u>1,000 円</u> | スクリーンを含む。 |
| 料理講習室、 パソコン学 習室又は多 目的ルーム 304 | 拡声装置 1 式 | <u>500 円</u> | |
| 音楽・演劇練 習室 | グランドピア ノ 1 台 | <u>1,500 円</u> | 調律料を含まない。 |
| | 拡声装置 1 式 | <u>1,000 円</u> | |
| 練習室 1 | ギターアンプ 1 台 | <u>500 円</u> | |
| | ベースアンプ 1 台 | <u>500 円</u> | |
| | ドラムセット 1 式 | <u>500 円</u> | |
| | 電子ピアノ 1 台 | <u>500 円</u> | スピーカー 1 台付 |
| | 拡声装置 1 式 | <u>500 円</u> | ミキサー、CDプ レーヤー、スピー カー 1 組付 |
| | マイクロホン 1 本 | <u>300 円</u> | スタンド付 |
| | 練習セット 1 式 | <u>2,000 円</u> | 基本セット (ギタ ーアンプ 2 台、ベ ースアンプ 1 台、 ドラムセット 1 式、電子ピアノ 1 台拡声装置 1 式、 マイクロホン 1 本 のセット) |

現 行

| | | | | |
|------------|---------------|--------------|-------------------|--------------------------------|
| 練習室 3 | アップライ トピアノ | 1 台 | <u>5 0 0 円</u> | 調律料を含まない。 |
| 陶芸室 | 陶芸用電気 窯 | 素焼き | <u>4, 0 0 0 円</u> | |
| | | 本焼き | <u>5, 0 0 0 円</u> | |
| | | 素焼き及び 本焼き | <u>8, 0 0 0 円</u> | |
| 持込器具電 源 | | 1 キロワッ ト | 1 0 0 円 | 1 キロワット未満 は 1 キロワットと する。 |

備考 (略)

別表第 4 (第 8 条関係)

| 名 称 | 料 金 |
|------|----------------------|
| ロッカー | 月額 <u>1, 5 0 0 円</u> |

備考 (略)

日程第2 議案第11号

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立文化センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第38号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第18条関係）

| 区分 | 名称 | 単位 | 金額（1回につき） | 摘要 |
|----------|------------|-----|-----------|-----------------|
| 舞台 設備 | 講演台 | 1台 | 630円 | 両脇台付き |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | 舞台用椅子 | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | 210円 | |
| | 譜面台（パイプ式） | 1台 | 50円 | |
| | 譜面台（指揮者用） | 1台 | 50円 | |
| | 反響板 | 一式 | 4,190円 | |
| | 天板ライト | 一式 | 1,050円 | |
| | 松羽目 | 一式 | 1,050円 | |
| | 竹羽目 | 一式 | 1,050円 | 組立料及び取壊し料を含まない。 |
| | びょうぶ | 1双 | 1,050円 | 金、白 |
| | 所作台 | 一式 | 3,140円 | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（箱足・開き足） | 1組 | 70円 | 平台1枚につき |
| | 山台用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | | |

| | | | | |
|------|-----------------|--------|--------|--------------------|
| | 緋毛せん | 1枚 | 100円 | |
| | 地がすり | 1枚 | 520円 | |
| | 上敷 | 1枚 | 100円 | |
| | 太鼓 | 一式 | 310円 | |
| | 人形立て | 1本 | 50円 | |
| | せりA | 一式 | 1,570円 | |
| | せりB | 一式 | 2,100円 | |
| | プログラムスタンド | 1台 | 50円 | |
| | コントラバス用椅子 | 1脚 | 100円 | |
| | 司会者台 | 1台 | 310円 | |
| | 黒板、ホワイトボード又は掲示板 | 1台 | 100円 | |
| | 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | |
| 音響設備 | 拡声装置 | 一式 | 2,620円 | |
| | マイクロホン | 1本 | 1,050円 | マイクスタンドを含む。 |
| | ステレオマイクロホン | 1本 | 1,050円 | マイクスタンドを含む。 |
| | ワイヤレスマイク | 1チャンネル | 1,570円 | |
| | エレベーターマイク装置 | 一式 | 520円 | マイクロホンを含まない。 |
| | つり下げマイク装置 | 一式 | 520円 | 3点つり（マイクロホンを含まない。） |

| | | | | |
|------|----------------|----|--------|--|
| | コンパクトディスクプレーヤー | 1台 | 1,050円 | |
| | テープレコーダー卓 | 1台 | 1,050円 | |
| | カセットテープレコーダー | 1台 | 520円 | |
| | エコーマシン | 1台 | 1,050円 | |
| | ポータブルテープレコーダー | 1台 | 520円 | |
| | ポータブルレコードプレーヤー | 1台 | 520円 | |
| | ポータブルミキサー | 1台 | 1,050円 | |
| | ステージスピーカー | 1台 | 1,050円 | |
| | マイクスタンド | 1本 | 100円 | マイクスタンドのみ利用の場合 |
| | 拡声装置（練習室用） | 一式 | 2,100円 | アンプ、スピーカー、マイク及びカセットテープレコーダー（テープを含まない。） |
| ピアノ | コンサートグラインドピアノ | 1台 | 5,240円 | 調律料を含まない。 |
| | アップライトピアノ | 1台 | 1,050円 | 調律料を含まない。 |
| 映写設備 | プロジェクター | 1台 | 840円 | スクリーンを含まない。 |
| | スクリーン | 一式 | 1,260円 | |
| 照明 | フットライト | 1列 | 840円 | カラーフィルターを含まない。 |

| | | | | |
|---------------------------|----|--------|--|----|
| 設備 | | | | い。 |
| ボーダーライト | 1列 | 840円 | (1) カラーフィルターを含まない。 (2) 準備及び復元の場合は、1列を無料とする。 | |
| アッパーホリゾン トライト | 1列 | 840円 | カラーフィルターを含まない。 | |
| ローアホリゾン トライト | 1本 | 210円 | カラーフィルターを含まない。 | |
| スポットライト (1キロワット 未満) | 1台 | 210円 | カラーフィルターを含まない。 | |
| スポットライト (1キロワット 以上) | 1台 | 310円 | カラーフィルターを含まない。 | |
| クセノンピンス ポットライト | 1台 | 1,570円 | カラーフィルターを含まない。 | |
| ハロゲンピンス ポットライト | 1台 | 520円 | カラーフィルターを含まない。 | |
| エフェクトスポ ットライト | 1台 | 420円 | | |
| スパイラルマシ ン | 1台 | 630円 | 先玉1個及び種板1枚を含む。 | |
| デスクマシン | 1台 | 630円 | 先玉1個及び種板1枚を含む。 | |
| スライドキャリ アマスク | 1台 | 630円 | 先玉1個及び種板1枚を含む。 | |

| | | | | |
|--|---------|----|--------|--------------------------|
| | 先玉 | 1個 | 100円 | |
| | 種板 | 1枚 | 100円 | スパイラルマット、デスクプレート、デスクマット等 |
| | 照明用スタンド | 1本 | 100円 | 照明用スタンドのみ利用の場合 |
| | ミラーボール | 1個 | 1,050円 | |

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後の附属設備の利用に係る使用料（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の附属設備の利用に係る使用料（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市立文化センター条例施行規則（平成17年教育委員会規則第38号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

別表（第18条関係）

文化会館附属設備使用料

| 区分 | 名称 | 単位 | 金額 (1回につき) | 摘要 |
|-----------------|------------|------|---------------|------------------|
| 舞台 設備 | 講演台 | 1台 | 630円 | 両脇台付き |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | 舞台用椅子 | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | 210円 | |
| | 譜面台（パイプ式） | 1台 | 50円 | |
| | 譜面台（指揮者用） | 1台 | 50円 | |
| | 反響板 | 一式 | 4,190円 | |
| | 天板ライト | 一式 | 1,050円 | |
| | 松羽目 | 一式 | 1,050円 | |
| | 竹羽目 | 一式 | 1,050円 | 組立料及び取り壊し料を含まない。 |
| | びょうぶ | 1双 | 1,050円 | 金、白 |
| | 所作台 | 一式 | 3,140円 | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（箱足・開き足） | 1組 | 70円 | 平台1枚につき |
| | 山台用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 緋毛せん | 1枚 | 100円 | |
| | 地がすり | 1枚 | 520円 | |
| | 上敷 | 1枚 | 100円 | |
| | 太鼓 | 一式 | 310円 | |
| | 人形立て | 1本 | 50円 | |
| | せりA | 一式 | 1,570円 | |
| | せりB | 一式 | 2,100円 | |
| | プログラムスタンド | 1台 | 50円 | |
| | コントラバス用いす | 1脚 | 100円 | |
| | 司会者台 | 1台 | 310円 | |
| 黒板、ホワイトボード又は掲示板 | 1台 | 100円 | | |
| 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | | |

改 正 案

| | | | | | |
|------------------|-----------------------|---------------------|--------|---------------------------|---|
| 音響 設備 | <u>拡声装置</u> | 一式 | 2,620円 | | |
| | <u>マイクロホン</u> | 1本 | 1,050円 | <u>マイクスタンドを含む。</u> | |
| | <u>ステレオマイクロホン</u> | 1本 | 1,050円 | <u>マイクスタンドを含む。</u> | |
| | <u>ワイヤレスマイク</u> | 1チャンネル | 1,570円 | | |
| | <u>エレベーターマイク装置</u> | 一式 | 520円 | <u>マイクロホンを含まない。</u> | |
| | <u>つり下げマイク装置</u> | 一式 | 520円 | <u>3点つり（マイクロホンを含まない。）</u> | |
| | <u>コンパクトディスクプレーヤー</u> | 1台 | 1,050円 | | |
| | <u>テープレコーダー卓</u> | 1台 | 1,050円 | | |
| | <u>カセットテープレコーダー</u> | 1台 | 520円 | | |
| | <u>エコーマシン</u> | 1台 | 1,050円 | | |
| | <u>ポータブルテープレコーダー</u> | 1台 | 520円 | | |
| | <u>ポータブルレコードプレーヤー</u> | 1台 | 520円 | | |
| | <u>ポータブルミキサー</u> | 1台 | 1,050円 | | |
| | <u>ステージスピーカー</u> | 1台 | 1,050円 | | |
| | <u>マイクスタンド</u> | 1本 | 100円 | <u>マイクスタンドのみ利用の場合</u> | |
| | | <u>拡声装置（練習室用）</u> | 一式 | 2,100円 | <u>アンプ、スピーカー、マイク及びカセットテープレコーダー（テープを含まない。）</u> |
| | ピアノ | <u>コンサートグランドピアノ</u> | 1台 | 5,240円 | <u>調律料を含まない。</u> |
| <u>アップライトピアノ</u> | | 1台 | 1,050円 | <u>調律料を含まない。</u> | |
| 映写 設備 | <u>プロジェクター</u> | 1台 | 840円 | <u>スクリーンを含まない。</u> | |
| | <u>スクリーン</u> | 一式 | 1,260円 | | |

改 正 案

| | | | | |
|---------------------|--------------------------------|--------------------|---|--|
| 照明 設備 | <u>フットライト</u> | <u>1 列</u> | <u>8 4 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>ボーダーライト</u> | <u>1 列</u> | <u>8 4 0 円</u> | <u>(1)カラーフィルターを含まない。</u> <u>(2)準備及び復元の場合は、1列を無料とする。</u> |
| | <u>アッパーホリゾン トライト</u> | <u>1 列</u> | <u>8 4 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>ローアホリゾン トライト</u> | <u>1 本</u> | <u>2 1 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>スポットライト (1 キロワット未満)</u> | <u>1 台</u> | <u>2 1 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>スポットライト (1 キロワット以上)</u> | <u>1 台</u> | <u>3 1 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>クセノンピン スポットライト</u> | <u>1 台</u> | <u>1 , 5 7 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>ハロゲンピン スポットライト</u> | <u>1 台</u> | <u>5 2 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>エフェクト スポットライト</u> | <u>1 台</u> | <u>4 2 0 円</u> | |
| | <u>スパイラル マシン</u> | <u>1 台</u> | <u>6 3 0 円</u> | <u>先玉 1 個及び種板 1 枚を含む。</u> |
| | <u>デスク マシン</u> | <u>1 台</u> | <u>6 3 0 円</u> | <u>先玉 1 個及び種板 1 枚を含む。</u> |
| | <u>スライド キャリア マスク</u> | <u>1 台</u> | <u>6 3 0 円</u> | <u>先玉 1 個及び種板 1 枚を含む。</u> |
| | <u>先玉</u> | <u>1 個</u> | <u>1 0 0 円</u> | |
| | <u>種板</u> | <u>1 枚</u> | <u>1 0 0 円</u> | <u>スパイラル マット、 デスク プレート、 デスク マット等</u> |
| <u>照明用 スタンド</u> | <u>1 本</u> | <u>1 0 0 円</u> | <u>照明用 スタンド のみ利 用の 場合</u> | |
| <u>ミラー ボール</u> | <u>1 個</u> | <u>1 , 0 5 0 円</u> | | |

現 行

別表（第18条関係）

文化会館附属設備使用料

| 名称 | | 単位 | 金額 (1回につき) | 摘要 |
|------------------|------------|------|---------------|----------------------|
| 舞 台 設 備 | 講演台 | 1台 | 600円 | 両脇台付き |
| | 舞台用机 | 1台 | 100円 | |
| | 舞台用いす | 1脚 | 50円 | |
| | 指揮台 | 1台 | 200円 | |
| | 譜面台（パイプ式） | 1台 | 50円 | |
| | 譜面台（指揮者用） | 1台 | 50円 | |
| | 反響板 | 一式 | 4,000円 | |
| | 天板ライト | 一式 | 1,000円 | |
| | 松羽目 | 一式 | 1,000円 | |
| | 竹羽目 | 一式 | 1,000円 | 組立料及び取り壊し料 を含まない。 |
| | びょうぶ | 1双 | 1,000円 | 金、白 |
| | 所作台 | 一式 | 3,000円 | |
| | 平台 | 1枚 | 100円 | |
| | 足類（箱足・開き足） | 1組 | 70円 | 平台1枚につき |
| | 山台用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 高座用座布団 | 1枚 | 50円 | |
| | 緋毛せん | 1枚 | 100円 | |
| | 地がすり | 1枚 | 500円 | |
| | 上敷 | 1枚 | 100円 | |
| | 太鼓 | 一式 | 300円 | |
| | 人形立て | 1本 | 50円 | |
| | せりA | 一式 | 1,500円 | |
| | せりB | 一式 | 2,000円 | |
| | プログラムスタンド | 1台 | 50円 | |
| | コントラバス用いす | 1脚 | 100円 | |
| | 司会者台 | 1台 | 300円 | |
| 黒板、白板又は掲示 板 | 1台 | 100円 | | |
| 市旗又は国旗 | 1枚 | 100円 | | |

現 行

| | | | | |
|------------------|----------------|--------|---------------------------------------|----------------|
| 音 響 設 備 | 拡声装置 | 一式 | 2,500円 | |
| | マイクロホン | 1本 | 1,000円 | (マイクスタンドを含む。) |
| | ステレオマイクロホン | 1本 | 1,000円 | (マイクスタンドを含む。) |
| | ワイヤレスマイク | 1チャンネル | 1,500円 | |
| | エレベーターマイク装置 | 一式 | 500円 | マイクロホン別 |
| | つり下げマイク装置 | 一式 | 500円 | 3点つり(マイクロホン別) |
| | CDプレーヤー | 1台 | 1,000円 | |
| | テープレコーダー卓 | 1台 | 1,000円 | |
| | カセットテープレコーダー | 1台 | 500円 | |
| | エコーマシン | 1台 | 1,000円 | |
| | ポータブルテープレコーダー | 1台 | 500円 | |
| | ポータブルレコードプレーヤー | 1台 | 500円 | |
| | ポータブルミキサー | 1台 | 1,000円 | |
| | ステージスピーカー | 1台 | 1,000円 | |
| | マイクスタンド | 1本 | 100円 | マイクスタンドのみ利用の場合 |
| 拡声装置(練習室用) | 一式 | 2,000円 | アンプ、スピーカー、マイク、カセットテープレコーダー(テープを含まない。) | |
| ピ ア ノ | ピアノ(フルコンサート) | 1台 | 5,000円 | 調律料を含まない。 |
| | ピアノ(アップライト) | 1台 | 1,000円 | // |
| 映 写 設 備 | プロジェクター | 1台 | 800円 | スクリーンを含まない。 |
| | スクリーン | 一式 | 1,200円 | |

現 行

| | | | | |
|------------------|-------------------------------|--------------------|--------------------|---|
| 照 明 設 備 | <u>フットライト</u> | <u>1 列</u> | <u>8 0 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>ボーダーライト</u> | <u>1 列</u> | <u>8 0 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。準備及び復元の場合は、1列を無料とする。</u> |
| | <u>アッパーホリゾン トライト</u> | <u>1 列</u> | <u>8 0 0 円</u> | <u>カラーフィルターを含まない。</u> |
| | <u>ローアホリゾン トライト</u> | <u>1 本</u> | <u>2 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>スポットライト（1 キロワット未満）</u> | <u>1 台</u> | <u>2 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>スポットライト（1 キロワット以上）</u> | <u>1 台</u> | <u>3 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>クセノンピンスポ ットライト</u> | <u>1 台</u> | <u>1 , 5 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>ハロゲンピンスポ ットライト</u> | <u>1 台</u> | <u>5 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>エフェクトスポッ トライト</u> | <u>1 台</u> | <u>4 0 0 円</u> | |
| | <u>スパイラルマシン</u> | <u>1 台</u> | <u>6 0 0 円</u> | <u>先玉 1 個及び種板 1 枚を含む。</u> |
| | <u>デスクマシン</u> | <u>1 台</u> | <u>6 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>スライドキャリア マスク</u> | <u>1 台</u> | <u>6 0 0 円</u> | <u>〃</u> |
| | <u>先玉</u> | <u>1 個</u> | <u>1 0 0 円</u> | |
| | <u>種板</u> | <u>1 枚</u> | <u>1 0 0 円</u> | <u>スパイラルマット、 デスクプレート、 デスクマット等</u> |
| | <u>照明用スタンド</u> | <u>1 本</u> | <u>1 0 0 円</u> | <u>照明用スタンドのみ利用の場合</u> |
| <u>ミラーボール</u> | <u>1 個</u> | <u>1 , 0 0 0 円</u> | | |

日程第2 議案第12号

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則の一部を改正する規則

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則（平成25年教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1, 100円」を「1, 150円」に、「1, 500円」を「1, 570円」に、「2, 600円」を「2, 720円」に、「300円」を「310円」に、「400円」を「420円」に、「700円」を「730円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第2の規定は、この規則の施行の日以後の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料（同日前に領収したもの及び同日前に発した納入通知書により領収したものを除く。）について適用し、同日前の熊谷市立熊谷図書館講座室の使用に係る使用料（同日以後に領収したものを含む。）については、なお従前の例による。

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

熊谷市立熊谷図書館講座室の目的外使用許可に関する規則（平成25年8月8日教育委員会規則第4号）

（下線部分は改正部分）

| 改 正 案 | | | | 現 行 | | | |
|-------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|-------------|------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 別表第2（第7条関係） | | | | 別表第2（第7条関係） | | | |
| 施設名 | 使用区分 | | | 施設名 | 使用区分 | | |
| | 午前 （午後9時から 正午まで） | 午後 （午後1時から午後5 時まで） | 全日 （午前9時から午後5 時まで） | | 午前 （午後9時から 正午まで） | 午後 （午後1時から午後5 時まで） | 全日 （午前9時から午後5 時まで） |
| 第一講座室 | <u>1,150円</u> | <u>1,570円</u> | <u>2,720円</u> | 第一講座室 | 1,100円 | 1,500円 | 2,600円 |
| 第二講座室 | <u>310円</u> | <u>420円</u> | <u>730円</u> | 第二講座室 | 300円 | 400円 | 700円 |

日程第2 議案第13号

文化財の指定について

(1) 熊谷型紙「岸家」関連資料

ア 種別・種類 有形民俗文化財

イ 数量 関連資料一括（型紙13,083枚、型紙図案3,698枚、スクリーン型紙約100枚ほか）

ウ 所在地 熊谷市桜木町二丁目33番地2 熊谷市立熊谷図書館

エ 所有者 熊谷市（熊谷市教育委員会・熊谷市立熊谷図書館）

オ 概要と評価

熊谷染型紙及び図案を中心とした岸家の関連資料（熊谷型紙「岸家」関連資料）は、熊谷染における小紋を中心とした染技法の原型であると同時に、熊谷地域の産業として隆盛し、美術工芸品としても高い評価を受けている熊谷染の文化的・芸術的意義を示す貴重な資料群である。また、岸家特許のスクリーン型紙にもその意匠は生かされつつ、最新の技術利用が示されている。

こうした岸家熊谷染型紙関連資料に含まれるデザインや技巧性は、国内でも屈指の粋を誇り、染物として昇華されるまでの生産工程を明らかにするとともに、熊谷における伝統工芸の歴史を、今に伝える重要な価値を有している。また、その他の現存する熊谷染関連の資料群に対する調査研究に向けての知見を与えてくれる基礎資料となることは明らかである。よって、有形民俗文化財として、文化財指定に値する。

型紙図



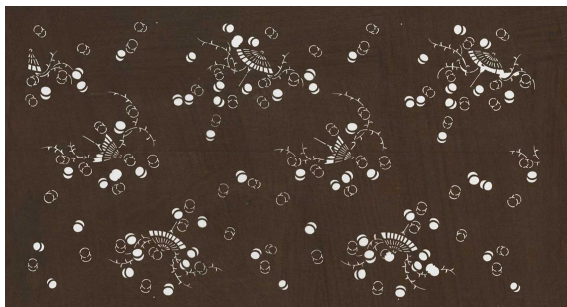
「蝶」



「撫子」



「方形・蜘蛛の巣」



「番傘」

(2) 長島記念館・邸宅

- ア 種別・種類 記念物・名勝
イ 所在地 熊谷市小八林1022番地
ウ 所有者 公益財団法人長島記念財団
エ 概要と評価

長島記念館・邸宅は、長島恭助の生家であるとともに、長島家の歴代当主が建造物の建立や作庭に関わってきた歴史を今に伝えるもので、建造物調査などによって、関東一円から集めた多くの職人集団の存在も明らかになってきている。また、使用された資材についても、高品質を求めて手配した形跡が棟木や関連記録などからも見受けられる。長島恭助の没後は、長島家が収集した美術品の公開施設の意味を付した記念館として今に至っている。

収蔵されている美術品は、国内屈指の価値を誇るコレクション内容であり、邸宅全体の雰囲気と調和し、歴史の中で育まれてきた文化発信拠点としての特色を有している。よって、建造物と庭園の美と粋、そして美術品の展示施設の存在が融合された景観美は評価できるものであり、郷土への文化愛護に着手した経過を知るための歴史的資料としての意義を含んでいる。こうした観点から、記念物・名勝として文化財指定に値する。



主屋



長屋塀



米蔵



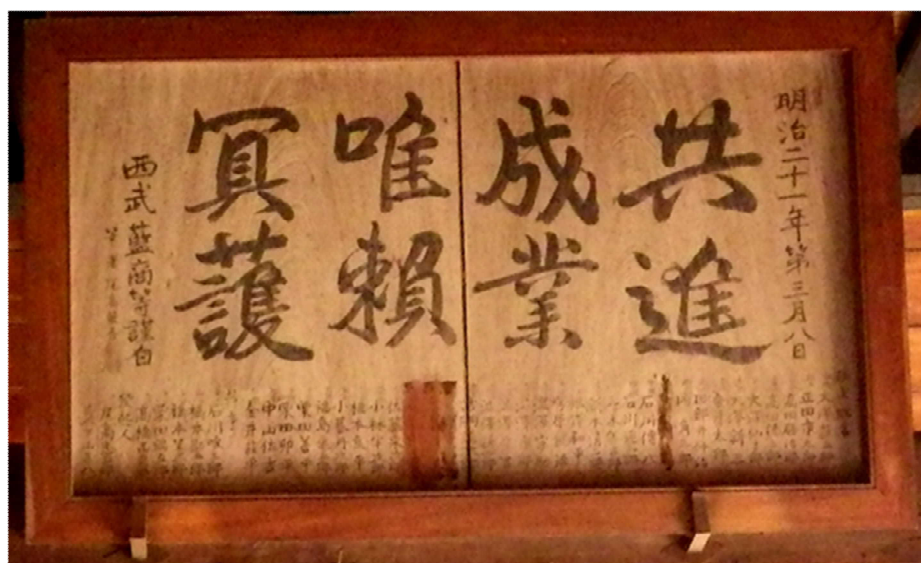
前蔵

(3) 藍染絵馬・奉納額

- ア 種別・種類 有形民俗文化財
イ 数量 計5点
ウ 所在地 熊谷市下川上33番地「愛染堂」
エ 所有者 宗教法人宝乗院愛染堂
オ 概要と評価

奉納額には、「共進（きょうしん）成業（せいぎょう）唯頼（ゆいらい）冥護（みょうご）」と示されている。大きさは、横133cm、縦79cm、奥行5cmである。これは、明治21年3月8日、藍染業を中心とした業界団体から愛染堂に奉納された額であり、揮毫者として「富岡製糸場」初代場長で渋沢栄一の義兄にあたる尾高惇忠の号（筆名）である「尾高藍香」の名が確認できる。額の願主には、養蚕や藍玉の一大生産地だった現在の深谷市域の地名が見えることから、商売繁盛や業界繁栄の祈願を行っていたことが分かる。その中には、渋沢栄一の義弟の市郎や、栄一の伯父で養蚕の改良に力を尽くした宗助の名前を見ることができ、尾高・渋沢両家の人々が、市域を越えて交流があったことを明らかにする歴史的資料であるといえ、有形民俗文化財として文化財指定に値する。

なお、「藍染め絵馬四枚 附（ついたり）奉納額」については、既に昭和61年1月1日に熊谷市指定民俗資料（現、有形民俗文化財）に指定されている。今回改めて藍染及び絹産業遺産に関連した分類の中で、文化財の概要を明確化するために、従来の「藍染絵馬」4枚の指定物件に加えて、「尾高藍香（尾高惇忠）」筆の奉納額を併せて指定することを念頭にする附としての位置づけではなく、「藍染絵馬・奉納額」として名称変更して指定することが適当である。



「奉納額」（尾高惇忠揮毫）

日程第 2 議案第 18 号

熊谷市立荻野吟子記念館の指定管理者の指定について

1 指定管理者となる団体

熊谷市妻沼 1 5 1 1 番地 4

特定非営利活動法人 めぬまガイドボランティア阿うんの会

代表理事 増 田 哲 也

2 指定の期間

平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

3 指定管理料

1 1, 2 0 0, 0 0 0 円 (上限額 3 年間分)